Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和３年２月８日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

公共施設における感染拡大防止について

～緊急事態宣言延長を受けて～

この度、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、公共施設の利用時間等について、令和３年３月７日（日）まで、これまで通りの措置を延長いたします。

記

１　利用時間
最長、午後８時まで
文化会館、地区市民館、生涯学習会館、公民館など平時に午後８時以降開館している施設（それ以外の施設の利用時間は原則、変更はありません。）

２　収容定員
収容定員に対して５０％以下

３　飲食を伴う行事等
不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）

４　延長期間
令和３年３月７日（日）まで

※　各施設の状況・イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。
http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html

【お問合せ先】
（施設利用制限等に関すること）
豊川市役所　市民部文化振興課　須川　宮嶋
TEL:0533-84-8411　Ｅメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）
豊川市役所　秘書課　中村　杉本
TEL:0533-89-2121　Ｅメール：info@city.toyokawa.lg.jp
※　詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。

TOYOKAWA